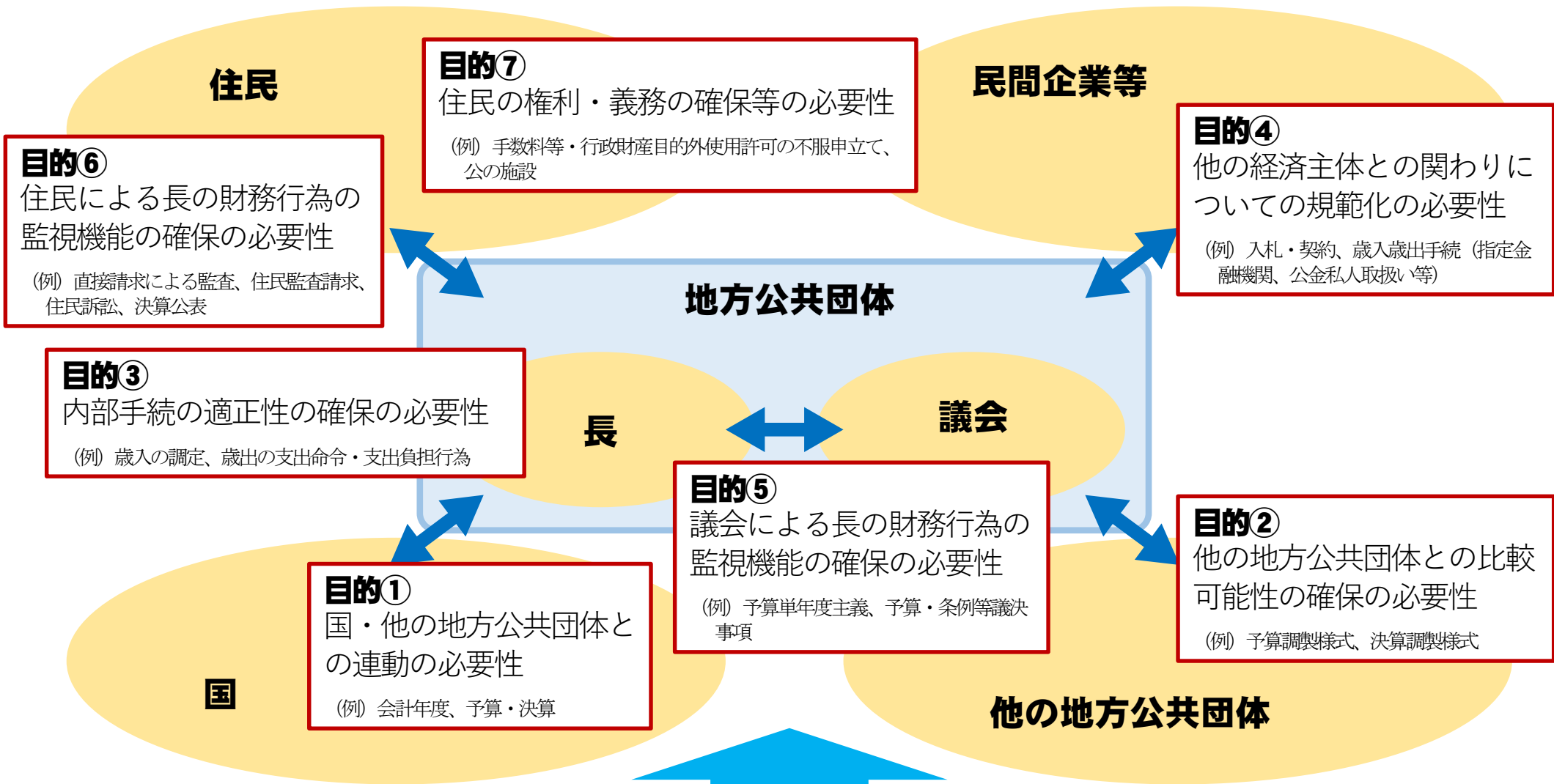


地方財務会計制度の目的と見直しの視点・方向性について

地方財務会計制度の目的



住民への説明責任を果たす観点から、住民による民主的統制の下、長の財務行為の公正性・公平性・中立性を確保

目的①

国・他の地方公共団体との連動の必要性

(例) 会計年度、予算・決算

見直しに当たっての主な論点・要請

○ 地方公共団体の独自性・裁量を拡大すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 普通財産である土地の信託の可能化(S61法改正)
- ・ 行政財産である庁舎等の貸付けの可能化(H18法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 国と地方公共団体において共通化した財務行為による行政の効率化の必要性の検証
- 我が国の社会経済活動全般との関係の調整

見直しの方向性 (イメージ)

- 国の財務会計制度との調整を含め、国民的な議論を求め、国民的なコンセンサスが得られる範囲において見直しの対象とするか。

目的②

他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性

(例) 予算調製様式・決算調製様式

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体の財務会計に関する説明責任を強化すべきではないか。

<過去の要望例>

- ・ 歳出予算の節の区分を任意に設定できるようにすること(H29分権提案⇒対応せず)

見直しの視点 (イメージ)

- 地方公共団体間の比較による説明責任の向上の必要性の検証
- デジタル化の進捗を踏まえたICTの活用による比較可能性の向上の可能性の検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 地方公共団体の説明責任の向上等の立法事実があれば、見直しの対象とするか。
- ICTの活用を前提として、地方公共団体の説明責任を向上させるかたちで、見直しの対象とするか。

目的③

内部手続の適正性の確保の必要性

(例) 歳入の調定、歳出の支出命令・支出負担行為

見直しに当たっての主な論点・要請

○ 地方公共団体の財務会計制度の実務を簡素化・効率化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 支出命令の方法を明文化(H16法改正)
- ・ 条例で定める契約を長期継続契約の対象として追加(H16法改正)
- ・ 内部統制方針の策定(H29法改正)

見直しの視点 (イメージ)

○ 効率性を重視することによる適正性水準の低下の妥当性の検証、又は適正性水準を確保しながら他の代替措置等があるか等について検証

見直しの方向性 (イメージ)

○ 適正性水準の低下又は代替措置の妥当性が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

目的④

他の経済主体との関わりについての規範化の必要性

(例) 入札・契約、歳入歳出手続（指定金融機関、公金私人取扱いを含む）

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体ごとの事務処理の取扱いの差異による企業側のコストを低減すべきではないか。
- 地方公共団体の独自性・裁量を拡大すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ クレジットカード納付のための制度創設(H18法改正) ⇒ 電子マネー納付のための制度創設(R3法改正)
- ・ 私人委託が可能な歳入の拡充(H15,H16,H23,H29,H30令改正)
- ・ 契約書を電磁的記録により作成する場合の措置を規定(H14法改正) ⇒ 電子契約におけるLGPKIの職責証明書の利用を可能化(R2則改正) ⇒ 電子契約における電子証明書等の種類の制限廃止(R2則改正)

見直しの視点（イメージ）

- 社会経済活動全体の効率性の確保の観点から、国による準則の範囲を拡大することの妥当性の検証
- 地方自治の本旨を重視することによる社会経済活動全体のコスト増の妥当性の検証

見直しの方向性（イメージ）

- 社会経済活動全体の効率性と地方自治の本旨の調和点が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

目的⑤

議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性

(例) 予算単年度主義、予算・条例等議決事項

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、議会による監視機能を強化すべきではないか。
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、議会による監視機能を簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 決算不認定の場合に長が講じた措置の議会への報告の制度化(H29法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 社会経済活動全体の効率性の確保の観点から、国による準則の範囲を拡大することの妥当性の検証
- 地方自治の本旨を重視することによる社会経済活動全体のコスト増の妥当性の検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 社会経済活動全体の効率性と地方自治の本旨の調和点が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

目的⑥

住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性

(例) 直接請求による監査、住民監査請求、住民訴訟、決算公表

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、住民による監視機能を強化すべきではないか。
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民による監視機能を簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 外部監査契約の制度化(H9法改正)
- ・ 監査基準の創設(H29法改正)
- ・ 内部統制方針・内部統制評価の報告書の公表(H29改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、監査委員・議会等の内部牽制や国の関与・立法措置等によることとすべきではない監視機能の強化の妥当性について検証
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民の権利利益を制限することの妥当性について検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 地方公共団体の効率性の確保と議会等による内部牽制機能、住民の権利利益の保護との関係性において許容される範囲において見直しの対象とするか。

目的⑦

住民の権利・義務の確保等の必要性

(例) 手数料等・行政財産目的外使用許可の不服申立て、公の施設

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民の権利確保に関する手続について簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 指定管理者制度の創設(H15法改正)

見直しの視点（イメージ）

- 社会経済活動一般の動向や国民的価値観との調整

見直しの方向性（イメージ）

- 住民の権利保護水準の低下、その代替措置又は類似の民間サービスの水準との均衡の妥当性が見出せる範囲において見直しの対象とするか。